

企業と求職者のマッチング事業運営業務委託 仕様書

1 業務の名称

企業と求職者のマッチング事業運営業務

2 業務の目的

本業務は、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、さつま町（以下、「4市町」という。）内の求人事業所等と求職者等のマッチングを行い、4市町内の求人事業所等への就職促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

4 事業費

上限 1,728,100 円（消費税及び地方消費税分を含む）

5 業務内容

阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、さつま町（以下、「4市町」という。）内の求人事業所等と求職者等を結びつけるために、マッチングの場を設け、参加企業の自社PRや面談に加え、ファシリテーター等を活用したワークショップやセミナー等を開催し、求職者の4市町内求人事業者等への就職促進を図る。

(1) 求人事業所等の募集

作成したマッチングプログラムを参考に、プログラムへ参加する求人事業所等を募集及び選定すること。なお、募集及び選定方法については、薩摩国雇用創造協議会（以下、「協議会」という。）と協議の上、決定すること。

(2) 求職者等の募集

SNS、各種メディアの活用、募集チラシの作成等により、ターゲットとなる就職希望者に向けた宣伝・広告の方法を提案し、4市町内外へプログラムを広くPRし、求職者等を募集すること。

(3) 求人事業所等と求職者等のマッチング

申し込みのあった求職者等へヒアリングの実施及び開催方法を説明し、求職者等と求人事業所等の就職促進が図れるように支援すること。

(4) 開催地

4市町内及び鹿児島市で開催すること。

（後述する本事業の活動指標及び成果指標を達成する見込みがあればこの限りでない）

(5) 開催回数及び開催時間

1回あたり4時間のマッチングを計4回開催すること。

6 求職者等

本業務の対象となる「求職者等」とは、次の(1)～(3)に該当する者をいう。

(1) 4市町内在住の求職者等（求職者、正社員転換希望者）

(2) 4市町外在住の求職者等（UIJターン就職希望者を含む。）であって4市町内での就職を希望している者

- (3) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する卒業年次の学生

7 本事業の活動指標（アウトプット）

マッチングプログラムへ参加した求職者等	60名
マッチングプログラムへ参加した求人事業所等	16社

8 本事業の成果指標（アウトカム）

上記アウトプットのうち、求人事業所等へ就職した求職者等 9名

※ アウトカム対象者は雇用保険被保険者であることを条件としないが、1週間の所定労働時間が20時間以上の者とする。

9 実績報告書の作成

- (1) 当該業務終了後は、実績報告書を作成のうえ、協議会に提出すること。
- (2) 実績報告書には、次のものを添付すること。
 - ア マッチングプログラムへの参加求人事業所等リスト
 - イ マッチングプログラムへの参加求職者等リスト
 - ウ マッチングプログラム実施の際の写真
 - エ 求職者等向けの求人事業所等紹介資料
 - オ マッチングプログラムにより作成した記事
- (3) 協議会に提出された実績報告書及び添付資料等の著作権は、協議会に帰属するものとする。

10 再委託

当業務の遂行にあたり、受託者が再委託することを禁ずる。

11 業務実施に当たっての注意事項

- (1) 写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- (2) 写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、協議会は責任を負わないものとする。
- (3) 第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- (4) 本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。

12 秘密の厳守

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、3市町の制定する個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 その他

本仕様書に記載のない事項については、協議会と受託者で協議するものとする。